

平成 22 年 10 月 6 日
全建事発第 83 号

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

排出ガス規制に適合しない特定特殊自動車の
使用発生に関する注意喚起について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律につきましては、これまでも貴会並びに貴会会員に少なからぬご尽力を賜っているところではございますが、このたび、排出ガス規制に適合しない特定特殊自動車（オフロード建設機械）を使用する事案が発生いたしましたことから、別紙の通り、国土交通省より注意喚起の周知徹底依頼がございました。

つきましては、貴会におかれましても、会員各位に対し、周知徹底いただきたくお願いを申し上げます。

敬具

平成22年9月17日

社団法人 全国建設業協会会長 殿

経済産業省製造産業局産業機械課長

経済産業省製造産業局自動車課長

国土交通省総合政策局建設施工企画課長

環境省水・大気環境局自動車環境対策課長

排出ガス規制に適合しない特定特殊自動車の
使用発生に関する注意喚起について

今般、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）に関し、特定特殊自動車製作等事業者が架装改造車の型式届出等を行わず製作・販売し、施工業者も排出ガス基準適合表示及び国土交通省指定ラベルの表示がない状態で、当該自動車を使用する事案が発生しました。

これを受け、同様の事案の発生を防止するため、貴傘下会員に対し、下記の通り、注意喚起するよう周知徹底願います。

記

1 同様事案発生を防止するため、以下の2点について注意喚起をお願いします。

- (1) 特定特殊自動車を保有・使用する者にあつては、排出ガス規制の対象となる型式・出力帯かどうかを確認の上、規制対象の場合には基準適合表示等が適切に貼られているか若しくは個別に確認証の交付を受けているか、又は規制開始日若しくは継続生産車の規制適用日前に製作されたことを証明する書類・銘板等がそろっているかどうかを再確認すること。
- (2) 特定特殊自動車製作等事業者にあつては、製作等している特定特殊自動車の使用を開始したときに、法第17条の規定に違反するものとならないよう十分に注意・確認して、特定特殊自動車の製作（輸入）・販売を行うこと。

(参考)

・今回発生した事案については、当該自動車を製作した事業者のホームページに概要（9月3日付け）が掲載されています。

<http://www.fuji-bussan.co.jp/top.html>

・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)に関する情報

http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html

・国土交通省排出ガス対策型建設機械指定制度及び指定ラベルに関する情報

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyou/haigas.htm>